

## 経営所得安定対策に係る交付対象水田の見直しについて

### 四 国 部 会 提 出

(理 由)

経営所得安定対策のうち、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は、たん水設備（畦畔等）及び所要の用水を供給する設備を有する水田となっております。令和4年度から国の交付対象水田の見直しにより、上記条件に加え「今後5年間に一度も水張り（水稲の作付）が行われない農地は、6年目以降対象としない」方針が示されました。

本市では、麦、大豆、飼料作物の作付けが盛んであり、水田転作政策により、作物の固定化が進んでおり、この制度が運用されると、今後も交付金を受けようとする農家は5年に1度、水稲への転換を強いられることとなり、定着性が高く、需要のある作物への転換が停滞する恐れがございます。

山間地では、農地集積しないと収益に結びつかない水稲ではなく、小規模でも収益性の高い野菜や、畜産農家からの需要が高い飼料作物の作付けが多く、一部の農家は水田所有でも水稲を作付けしていません。その方は、水稲作付けに必要な機械を保有していない可能性が高く、新たな設備投資が発生する場合、設備投資の増加や交付金減による農家所得の逡減で離農が進む可能性があります。

なお、転換作物が固定化している農地には、水田の畑地化を促すために支援策が用意されているものの、団地化などが要件となっており、支援期間も5年のみと短期間である。本市のような中山間地域において、谷沿いに水田が多くある場合、団地化には不向きであり、実際に支援が受けられるかどうか不透明な状況にあります。

このような状況では、今後、水田転作の対象農地から除外され、交付金等の支援が受けられない農地が増加すれば、その結果として、農業者の意欲を削ぎ、さらなる耕作放棄地の増加を招く恐れがあります。

今後も、農地保全と新規就農者や認定農業者等への農地集積を後押しするためには、新たな運用方針で対象水田から除外された農地についても、何らかの支援が受けられる制度上の救済策が必要であると考えられることから、国には、特段の措置を講ずるようお願いいたします。

#### 【要望内容】

(1) 国の方針で水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、令和4年からの5年間で一度も水を張らなかった水田は対象外となるよう進められていることに対して再度見直しをお願いしたい。